

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐澤祥人

「組織培養ウロキナーゼ製剤，ファイバ「イムノ」，プレグランディン
膣坐剤の薬価収載に伴う取扱いについて」の一部改正について

平成 20 年 3 月 31 日付保発第 0331023 号厚生労働省保険局長通知により，乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体製剤（ファイバ「イムノ」）の取扱いに関する通知が一部改正されました。

ファイバ「イムノ」については，昭和 59 年 5 月 30 日付保発第 52 号により取り扱われておりましたが，今般，関係学会の検討の結果等を踏まえ，下記のとおり一部改正されたものであります。

つきましては，今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお，本件につきましては，日本医師会雑誌 6 月号及び日本医師会ホームページのメンバーズルーム中，医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載を予定しております。

記

「組織培養ウロキナーゼ製剤，ファイバ「イムノ」，プレグランディン膣坐剤の薬価収載に伴う取扱いについて」（昭和 59 年 5 月 30 日付保発第 52 号厚生労働省保険局長通知）第 2 の 3 中「，原則として連続 3 日以内」を削る。

（添付資料）

1. 「組織培養ウロキナーゼ製剤，ファイバ「イムノ」，プレグランディン膣坐剤の薬価収載に伴う取扱いについて」の一部改正について
（平 20. 3. 31 保発第 0331023 号厚生労働省保険局長通知）

（参 考）

1. 新旧対照表（日本医師会保険医療課）

保発第0331023号
平成20年3月31日

地方社会保険事務局長 } 殿
都道府県知事 }

厚生労働省保険局長

「組織培養ウロキナーゼ製剤、ファイバ「イムノ」、プレグランディン膣坐剤の薬価収載に伴う取扱いについて」の一部改正について

乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体製剤(ファイバ「イムノ」)については、「組織培養ウロキナーゼ製剤、ファイバ「イムノ」、プレグランディン膣坐剤の薬価基準収載に伴う取扱いについて」(昭和59年5月30日付け保発第52号厚生労働省保険局長通知)において、保険診療上の留意事項について通知しているところであるが、今般、関係学会の検討の結果等を踏まえ、同通知の一部を下記のとおり改正するので、関係者に対し周知徹底方お願いする。

記

「組織培養ウロキナーゼ製剤、ファイバ「イムノ」、プレグランディン膣坐剤の薬価基準収載に伴う取扱いについて」(昭和59年5月30日保発第52号厚生労働省保険局長通知)第2の3中「、原則として連続3日以内」を削る。

<参考>

改正後の「第2 乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体製剤(ファイバ「イムノ」)」

1. 本製剤は、血液凝固第Ⅷ因子又は第Ⅸ因子インヒビターを保有する患者について、頭蓋内出血等緊急の場合又は他の療法が奏効しないときに使用するものであり、予防的に使用するものではない。
2. 本製剤の使用に当たっては、インヒビター力価が測定されていることが前提であり、その測定された年月日及びその力価を診療報酬明細書に記入する。
3. 本製剤の使用は、1回体重 1kg 当たり 50～100 単位を 8～12 時間間隔で投与するものである。ただし、原則として 1 日最大投与量は体重 1kg 当たり 200 単位を超えないこととする。
4. なお、本製剤の取扱いについては、関係学会等において引き続き検討されており、結論が得られ次第、通知する予定である。

(参 考)

「組織培養ウロキナーゼ製剤, ファイバ「イムノ」, プレグランディン腔坐剤の薬価収載に伴う取扱いについて」の一部改正について

—新旧対照表—

旧通知	改正後通知
<p>1. 本製剤は、血液凝固第、Ⅲ因子又は第 IX 因子インヒビターを保有する患者について、頭蓋内出血等緊急の場合又は他の療法が奏効しないときに使用するものであり、予防的に使用するものではない。</p> <p>2. 本製剤の使用に当たっては、インヒビターカ価が測定されていることが前提であり、その測定された年月日及びその力価を診療報酬明細書に記入する。</p> <p>3. 本製剤の使用は、1 回体重 1kg 当たり 50～100 単位を 8～12 時間間隔で、原則として連続 3 日以内投与するものである。ただし、原則として 1 日最大投与量は体重 1 kg 当たり 200 単位を超えないこととする。</p> <p>4. なお、本製剤の取扱いについては、関係学会等において引き続き検討されており、結論が得られ次第、通知する予定である。</p>	<p>1. 本製剤は、血液凝固第、Ⅲ因子又は第 IX 因子インヒビターを保有する患者について、頭蓋内出血等緊急の場合又は他の療法が奏効しないときに使用するものであり、予防的に使用するものではない。</p> <p>2. 本製剤の使用に当たっては、インヒビターカ価が測定されていることが前提であり、その測定された年月日及びその力価を診療報酬明細書に記入する。</p> <p>3. <u>本製剤の使用は、1 回体重 1kg 当たり 50～100 単位を 8～12 時間間隔で投与するものである。</u>ただし、原則として 1 日最大投与量は体重 1 kg 当たり 200 単位を超えないこととする。</p> <p>4. なお、本製剤の取扱いについては、関係学会等において引き続き検討されており、結論が得られ次第、通知する予定である。</p>

(下線部変更)

(日本医師会保険医療課)